

下水道接続に対する助成制度のご案内

3年間限定で負担金などの減免と公共下水道等接続補助金を交付

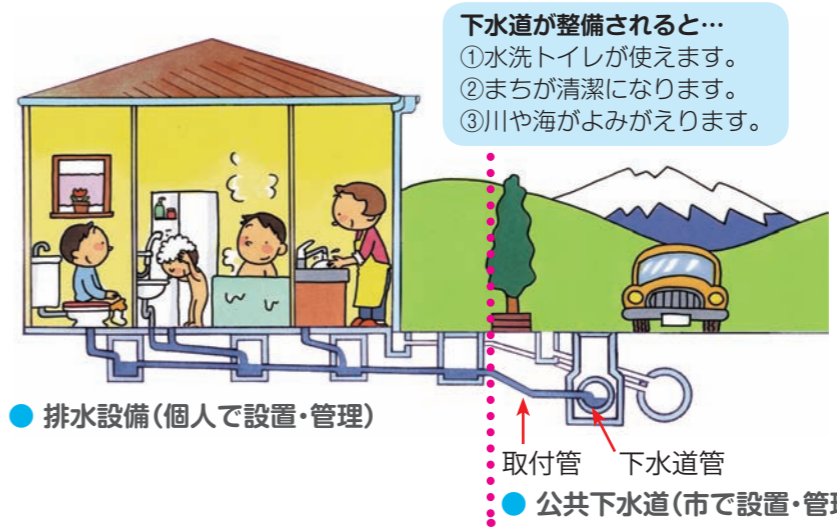
【申請・問合せ先】
 ▼水道局お客さまセンター ④(20)8500
 ▼下水道課管理グループ ④(20)85003

下水道接続時の補助金

6月1日から平成32年3月31日までの間、既存の専用住宅の単独処理浄化槽などから下水道接続に切り替えるための排水設備工事に対し、次の区分により補助金を交付します。

区分	補助額
単独処理浄化槽から接続する場合	6万円
くみ取り式トイレから接続する場合	7万円
設置時に補助を受けていない小型合併処理浄化槽から接続する場合	10万円

- 【注意事項】
- ・工事の着手前に必ず申請してください。
 - ・工事は、交付決定を受けた年度内(3月31日まで)に完了してください。
 - ・排水設備工事が補助金額に満たない場合は、工事費の千円未満を切り捨てた額が補助の額となります。



*下水道に接続するための排水設備工事は、必ず本市の指定工事店(市ホームページ上で確認できます。)へ依頼してください。

また、工事費への無利子の貸付制度(限度額200万円)もありますので、貸付条件などについては問い合わせください。

*下水道区域を除く地域で、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金(新築住宅も対象)を受ける場合は、必ず着工前に申請してください。

平成29年度から平成31年度までを「生活排水処理対策強化期間」として、下水道の区域内では接続への助成制度(負担金などの減免および補助金の交付)の対象を拡充し、住宅の水周りの改善を促進し、快適な生活環境と生活排水処理の向上を図ります。

また、建築住宅課が実施する既存住宅改修環境整備事業補助金に強化枠(6ページを参照)を設け、下水道への接続推進と併せて、下水道区域を除く地域では、小型合併処理浄化槽への切り替え設置を促進します。

受益者負担金・分担金の減免

6月1日から平成32年3月31日までの間、既存の専用住宅の小型合併処理浄化槽から排水設備工事による下水道への接続の申請をされる場合には、次の処理区の区分により受益者負担金を減額、または分担金を免除します。

● 公共下水道川内処理区

小型合併処理浄化槽の設置補助を受けている場合	受益者負担金の50%を減額します。
小型合併処理浄化槽の設置補助を受けていない場合	受益者負担金の80%を減額します。

● 公共下水道川内処理区以外の処理区

城上処理区	分担金4万円の全額を免除します。
手打処理区	
祁答院中央処理区	分担金3万円の全額を免除します。
上甑(中甑・中野)処理区	
上甑(平良)処理区	

*上記以外の処理区では分担金がないため、減免はありません。

市職員採用試験(社会人枠)

あなたの経験を 市政に活かしてみませんか

受験資格などについては、採用時に本市に居住できる者で、職種ごとに下表に定めているとおりです。

【試験日時】7月2日(日)

*試験会場、集合時間などは、受験票発送時に通知します。

*応募者多数の場合、面接試験を別日に行う場合があります。

【試験内容】

▼面接試験(全職種)

▼専門試験(土木技師のみ)
 *募集要項・受験申込書は、本庁4階総務課・各支所地域振興課に備え付けてあります。(市ホームページ上からも取得可)

【合格発表】7月下旬予定

【採用予定日】10月1日(日)

直接持参または郵送の場合

【提出書類】

- ①職員採用試験受験申込書
*受験票用写真2枚(無帽・上半身・正面向、縦4cm×横3cm)
 - ②82円切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒(長形3号)
- *郵送での応募は簡易書留郵便のみ受け付けます。



インターネット申込(電子申請)の場合

【応募期間】4月11日(火)～5月31日(水)当日消印有効

【提出書類】市ホームページ上にある「新規採用職員募集」のページからアクセスし、「電子申請の手続き」を確認した上で申し込みください。

【応募期間】4月11日(火)～5月29日(月)

*直接持参または郵送に比べて、受付期間が短くなっていますので、注意してください。

【応募・問合せ先】〒895-8650 神田町3番22号 総務部総務課人事グループ
 ④(23)5111(内線4522)

*いずれの職種とも日本国籍を有し、採用時に本市に居住できることが条件です。

職種	採用予定人員	主な受験資格
建築技師	3名程度	①昭和52年4月2日以降に生まれた者 ②大学卒業者で一級または二級建築士の資格を有する者 ③民間企業などにおける職務経験を3年以上有する者
	初級職	①昭和52年4月2日以降に生まれた者 ②高等学校卒業程度の学力を有する者で一級または二級建築士の資格を有する者 ③民間企業などにおける職務経験を3年以上有する者
土木技師	4名程度	①昭和52年4月2日以降に生まれた者 ②大学卒業者で土木に係る学科を卒業した者 ③民間企業などにおける職務経験を3年以上有する者
	初級職	①昭和52年4月2日以降に生まれた者 ②高等学校卒業程度の学力を有する者で土木に係る学科を卒業した者 ③民間企業などにおける職務経験を3年以上有する者

- *受験資格については、各々①～③の全てを満たす必要があります。
- *建築技師および土木技師の初級職は、建築技師および土木技師の上級職の受験資格を有する者を除きます。

■「民間企業などにおける職務経験を3年以上有する者」について

- ・平成29年3月31日現在の民間企業などにおける募集職種に係る職務経験(以下「職務経験」という。)を指します。
- ・職務経験には、会社員、公務員、団体職員、自営業者などとして、6カ月以上継続して就業した期間を通算します。
- ・職務経験が複数の場合には、通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。また、職務経験には、独立行政法人国際協力機構法に基づく青年海外協力隊などの国際貢献活動経験を含みますが、在学中のアルバイトなどは該当しません。
- ・最終合格決定後、職務経験の確認のため、職歴証明書などの提出が必要です。